

令和7年度年末年始救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する令和7年度年末年始救急搬送患者受入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 高齢化の進行等に伴い、救急搬送人員数は年々増加しており、救急搬送時間の延伸傾向に加え、救急搬送困難事案も多発している。特に、令和6（2024）年から令和7（2025）年にかけての年末年始においては、医療機関の長期休診や感染症の流行等の影響により入院医療がひっ迫し、救急搬送困難事案数は過去最多となる1週間当たり316件を記録した。これらの状況を踏まえると、令和7（2025）年から令和8（2026）年にかけての年末年始においても救急医療需要の高まりが想定されることから、この補助金は、令和7（2025）年12月27日から令和8（2026）年1月12日までの間（以下「令和7年度年末年始」という。）において、県内の救急告示医療機関が救急搬送患者の受入体制の確保に要する経費を助成することにより、令和7年度年末年始における救急搬送患者の円滑な受入れを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 救急告示医療機関とは、救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づき、知事が認定した救急病院又は救急診療所であり、令和7（2025）年12月1日時点で認定を受けているものをいう。

- 2 救急搬送患者の受入れとは、救急車、ドクターへリ等による搬送（消防機関からの救急要請によるものに限る。）で患者を受け入れること及び転院搬送で患者を受け入れることをいう。ただし、次に該当する転院搬送は除くものとする。
- （1）症状が軽快し、緊急性を伴わないと判断される転院搬送
 - （2）高度医療又は専門医療の提供を目的とする場合であっても、緊急性を伴わないと判断される転院搬送

(交付の対象事業及び交付額)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、令和7年度年末年始において救急搬送患者の積極的な受入れを行う意思表示をした県内の救急告示医療機関が、救急搬送患者の受入体制確保のために行う取組のうち、知事が必要と認めるものを対象として、予算の範囲内で交付する。

(交付対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表第1の第1欄に定める救急搬送患者の受入体制確保のために必要な同表第3欄に定める経費とする。

(事業実施の意思表示等)

第6条 令和7年度年末年始における救急搬送患者の積極的な受入れを行う意思表示に当たっては、宣言書及び事業計画を、別紙様式第1号により作成し、令和7(2025)年12月17日までに知事に対して提出する。

2 知事は、前項の規定により別紙様式第1号を提出した救急告示医療機関の名称を、消防機関と共有するとともに、県ホームページに掲載する。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- (1) 別表第1の第2欄に定める基準額と同表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) 適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の申請等)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により知事に提出する書類は、別表第2に定めるところによる。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱に定める交付対象事業（以下「事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 補助事業を行う者が市町村等の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第5号による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業を行う者が市町村等以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は

廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記様式第 6 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(7) 公的団体又は民間事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（補助金の交付の請求）

第 10 条 補助事業を行う者が、規則第 18 条の規定により知事に提出する書類は、別表第 4 に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 (2025) 年度分の補助金から実施する。
- 2 この要綱は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

1 交付対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
第4条に定める救急搬送患者の受入体制の確保	救急搬送患者の受入 件数×4,000円/件	救急医療従事者的人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）	10／10

別表第2（第8条関係）

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和7年度年末年始救急搬送患者受入促進事業費補助金交付申請書	別紙様式第2号	1	1 受入実績報告書 2 所要額精算書 3 当該事業に係る補助金調書（市町村等のみ） 4 当該事業に係る収入支出書（市町村等以外） 5 その他参考となる書類	別記様式第3号 別記様式第4号 別記様式第5号 任意様式	1	知事が別に定める日

別表第3（第9条関係）

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	別紙様式第6号	1	1 知事が必要と認める書類	1	知事が別に定める日

別表第4（第10条関係）

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和7年度年末年始救急搬送患者受入促進事業費補助金交付請求書	別紙様式第7号	1	1 交付決定通知書の写し 2 知事が必要と認める書類	1	知事が別に定める日